

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目次  
規則  
○医療法施行細則の一部を改正する規則

(医療整備課) 一

ページ

## 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十四号

医療法施行細則の一部を改正する規則

第一条 医療法施行細則(平成十六年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 法第四十二条の二第一項の規定による社会医療法人の認定の申請 社会医療法人認定

申請書(様式第十六号の二)

第一条 第一項第二十三号中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に、「決算の」を「書類の」に、「医療法人決算届出書」を「医療法人事業報告書等届出書」に改め、同項第二十六号を次のように改める。

第二十六 削除

第一条 第一項第三十号の二中「(様式第二十号の二)」を「(様式第二十号の三)」に改め、同項第三十号の二を第三十号の三とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号)附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の法第五十六条第二項又は第三項の規定による残余財産の処分認可の申請 残

余財産処分認可申請書(様式第三十号の二)

第三条 第一項第一号中「、第五号、第六号」を「から第六号まで、第十六号の二」に、「第三十号まで」を「第二十五号まで、第二十七号から第三十号の二まで」に改める。

第四条 第三項中「第一条第一項第十七号から第三十号まで」を「第一条第一項第十六号の二から第二十五号まで、第二十七号から第三十号の二まで」に改める。

様式第十六号の次に次の一様式を加える。

様式第16号の2

社会医療法人認定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

印

社会医療法人の認定を受けたいので、医療法第42条の2第1項及び医療法施行令第5条の5の規定により申請します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	

(注) 1 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)をすべて記載すること。

2 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療のいずれに係るものか(当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、そのすべて)を記載すること。

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 医療法第42条の2第1項第5号の厚生労働大臣が定める基準に係る会計年度について同号の要件に該当する旨を説明する書類
- 3 医療法第42条の2第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第14号の2「第31条第1項」及び「第31条」

「1 定款又は寄附行為の写し

2 設立当初において法人に所属すべき財産の財産目録

3 出資申込書又は寄附申込書の写し

4 設立決議録

5 不動産その他重要な財産の権利の所属についての登記所銀行等の証明書類

6 病院又は介護老人保健施設を開設しようとするときは、自己資本比率が20パーセント以上であることを証する書類

7 開設しようとする病院、医療法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

8 設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

9 設立者の履歴書

10 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類

11 役員の就任承諾書及び履歴書

12 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

13 社員及び役員名簿

「1 定款又は寄附行為

2 設立当初において法人に所属すべき財産の財産目録

3 設立決議録

4 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類

5 開設しようとする病院、医療法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

6 医療法第42条各号に掲げる業務を行おうとする場合は、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類



様式第23号

医療法人事業報告書等届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

印

年度の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

様式第二十六号を次のとおり改める。

様式第26号 削除

様式第二十九号の二を様式第三十号の三とし、様式第三十号の次に次の二様式を加える。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 社会医療法人にあっては、医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 7 社会医療法人債を発行した医療法人にあっては、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表、公認会計士又は監査法人の監査報告書（監査報告書については、社会医療法人に限る。）

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第30号の2

残余財産処分認可申請書

申 出 口

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

医療法人名称

清算人氏名

印

医療法人の解散による残余財産の処分に係る認可を受けたいので、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の医療法第56条第2項（同条第3項）の規定により認可を申請します。

第二条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 法第四十六条の四第六項の規定による特別代理人の選任の請求 特別代理人選任請求書（様式第十九号の二）

第二条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六 法第五十六条の六の規定による清算人の就任の届出 清算人就任届出書（様式第二十六号）

第二条第一項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 法第五十六条の十一の規定による医療法人の清算終了の届出 医療法人清算終了届出書（様式第二十六号の二）

第三条第一項第二十八号から第三十号までを次のように改める。

二十八から三十まで 削除

第三条第一項第一号中「第二十五号」を「第二十七号」に、「第二十七号から第三十号の二」を「第三十号の二」に改める。

第四条第三項中「第二十五号まで、第二十七号から第三十号の二まで」を「第二十七号まで、第三十号の二」に改める。

様式第十九号の次に次の一様式を加える。

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 残余財産を他に帰属させるときは、帰属者の同意書
- 5 社団たる医療法人については、総社員の同意を得たことを証する書類

注意事項

この申請書には副本を添えること。

様式第19号の2

特別代理人選任請求書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

名称及び代表者名

印

下記により医療法人の特別代理人を選任していただきたく、医療法第46条の4第6項の規定により請求します。

記

1 特別代理人の選任候補者

住 所

氏 名

生年月日

職 業

理事長との続柄

特別代理人の選任候補とした理由

2 選任を必要とする理由

添付書類

- 1 選任請求に関する事項を記載した書類(社団にあっては社員総会の議事録の写し、財団にあっては理事会及び評議員会の議事録の写し)
- 2 特別代理人の履歴書，就任承諾書及び印鑑証明書
- 3 その他必要とする書類

注意事項

この請求書には副本を添えること。

様式第二十六号を次のとおり改める。

様式第26号

清算人就任届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

医療法人名称

清算人氏名

印

下記のとおり医療法人（  
6の規定により届け出ます。

）の清算人が就任したので、医療法第56条の

記

1 清算人の住所及び氏名

2 清算人と法人との関係

3 当該清算人を選出した理由

4 法人の解散した理由

5 登記年月日

添付書類

1 登記事項証明書

2 清算人の就任承諾書，履歴書及び印鑑証明書

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第二十六号の次に次の様式を加える。

様式第26号の2

医療法人清算結了届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

主たる事務所の所在地

医療法人名称

清算人氏名

印

年 月 日に清算を結了したので、医療法第56条の11の規定により届け出ます。

記

1 解散時の資産総額

2 解散及び清算諸費

(1) 解散事務費

(2) 借入金の返済

(3) 未払金の清算

(4) その他

3 残余財産

添付書類  
登記事項証明書

注意事項

この届出書には副本を添えること。

様式第二十八号から様式第三十号までを次のように改める。

様式第28号から様式第30号まで 削除

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 第一条の規定による改正前の医療法施行細則（以下この項において、「旧規則」という。）様式第十七号による医療法人設立認可申請書、旧規則様式第十八号による理事数特例認可申請書、旧規則様式第二十一号による定款（寄附行為）変更認可申請書、旧規則様式第二十三号による医療法人決算届出書及び旧規則様式第二十六号による残余財産処分認可申請書は、当分の間、第一条の規定による改正後の医療法施行細則様式第十七号、様式第十八号、様式第二十一号、様式第二十三号及び様式第三十号の二によるものとみなす。

3 第一条の規定による改正前の医療法施行細則（以下この項において、「旧規則」という。）様式第二十八号による特別代理人選任請求書、旧規則様式第二十九号による清算人就任届出書及び旧規則様式第三十号による医療法人清算結了届出書は、当分の間、第二条の規定による改正後の医療法施行細則様式第十九号の二、様式第二十六号及び様式第二十六号の二によるものとみなす。